

## 第7 粉末消火設備

平成25年2月1日施行

平成27年4月1日改正

### 1 全域放出方式

#### (1) 貯蔵容器置場

第5不活性ガス消火設備1(2)アからウ及びオからキ(「貯蔵容器」を除く。)までによるほか、次によること。

ア 容器置場には「粉末消火設備貯蔵容器置場」及び「立入禁止」の表示をすること。

イ 貯蔵容器には、次の表示を設けること。

粉末消火設備消火薬剤	
1	消火剤の種類
2	消火剤量
3	最高使用圧力
4	製造年
5	製造者名

#### (2) 配管等

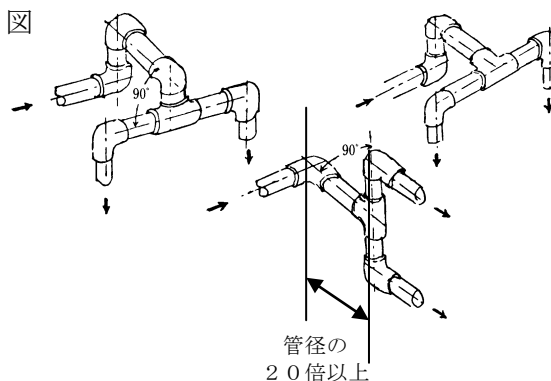
第5不活性ガス消火設備1(3)によるほか、配管の構造、機能は、次によること。

ア 同時放射した場合に、噴射ヘッドの放射圧力が均一になるように、噴射ヘッドの取り付け枝管に至るまでの配管をトーナメント方式とし、かつ、末端の取付ヘッド数を2個以内とすること(第7-1図参照)。なお、有効な三方分岐管等を使用した場合は3個とすることができる。

イ 起動の用に供する配管には、起動容器と貯蔵容器との間に、当該配管に誤作動防止のための逃し弁(リリースバルブ)を設けること。

ウ 規則第21条第4項第7号へのただし書の措置とは、第7-1図の配管の組合せ又は特別継手を用いる場合をいう。

第7-1図



エ 配管径に対する最小流量は、次表によること。

管の呼び径 (A)	10	15	20	25	32	40	50	65	80	90	100	125
最少流量 (kg/sec)	0.3	0.5	0.9	1.5	2.5	3.2	5.7	9.6	13.5	18.0	23.5	35.0

オ 定圧作動装置は、認定品又は粉末消火設備の定圧作動装置の基準（平成7年消防庁告示4号）に適合すると認められるものとする。

(3) 制御盤

第5不活性ガス消火設備1（4）イからエによること。

(4) 火災等の表示装置

第5不活性ガス消火設備1（5）（アを除く。）によること。

(5) 音響警報装置

第5不活性ガス消火設備1（6）によること。

(6) 起動装置

ア 起動は、次によること。

(ア) 起動は、手動式とすること。ただし、防火対象物が無人の場合又は手動式によることが不適当な場所に設けるものにあつては、自動式とすること。

(イ) 点検等で防護区画内が有人となる場合には、手動式に切り替えられること。

イ 自動式の起動装置

(ア) 感知器は、粉末消火設備専用のもとし防護区画ごとに警戒区域を設定し、規則第23条及び第24条により設けること。

(イ) 感知器又はその直近には、粉末消火設備専用であることが明確に区別できる表示をすること。

ウ 手動式の起動装置

第5不活性ガス消火設備1（7）ウ（ア）及び（イ）によるほか、手動式の起動装置には、見やすい箇所に次の例により表示を設けること。

## 手動式の起動装置の表示

粉末消火設備  
手動起動装置

大きさ：縦10cm×横30cm以上

地色：赤

文字色：白

## 注意事項の表示



## 注 意 事 項

- 1 火災のとき以外に手をふれないこと。
- 2 火災のときは、次のことに注意する。
  - (1) 室内に人がいないことを確かめる。
  - (2) この扉を開くと退避指令の放送が鳴る。
  - (3) ボタンを押すと出入口の扉（又はシャッター）が閉まり、  
〇〇秒後に粉末消火剤が室内へ噴き出す。
  - (4) 出入口上部の「粉末消火剤充満」が点灯しているときは、  
出入りを禁止する。
  - (5) 速やかに安全な場所に退避すること。

(注1) 音響警報装置がサイレン、ベルの場合は上記2(2)「退避指令」の放送を「サイレン又はベル」と書き替えるものとする。

(注2) 文字：2cm角以上とする。

(注3) 地色及び文字色：地色が白の場合は文字は黒、地色がグレーの場合は文字は緑とする。

## (7) 保安措置

ア 防護区画には、すべての出入口の見やすい位置に、消火剤放射時に消火剤が放射された旨を表示する次の例により表示灯を設けるとともに、表示回路の配線が当該防護区画内を経由する場合は、耐火配線とすること。また、表示灯のみでは効果が期待できないと認められる場合には、赤色の回転灯の附置等の措置をすること。

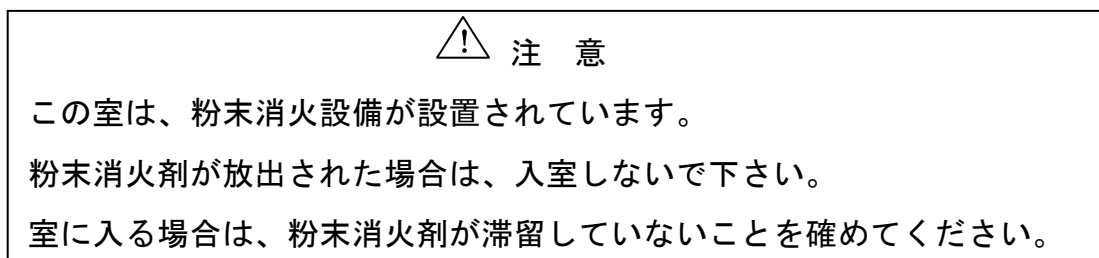
粉末消火剤充満  
危険・立入禁止

大きさ：縦8cm×横28cm以上

地色：白

文字色：赤（消灯時は白）

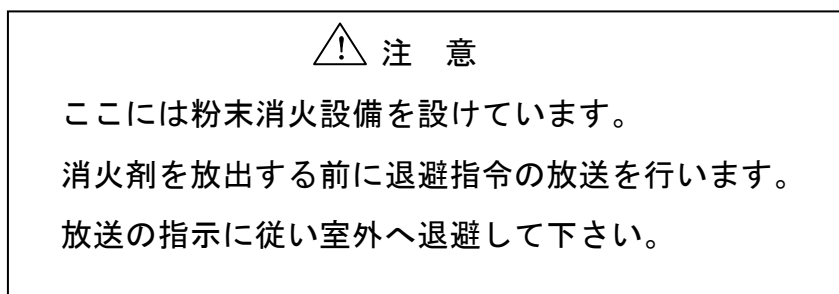
イ 防護区画には、防護区画の主要な出入口等の見やすい位置に、次の例による表示を設けること。



大きさ：縦20cm×横30cm以上 地色：グレー 文字色：緑

ウ 全域放出方式の防護区画内には、見やすい位置に次の例による表示を設けること。

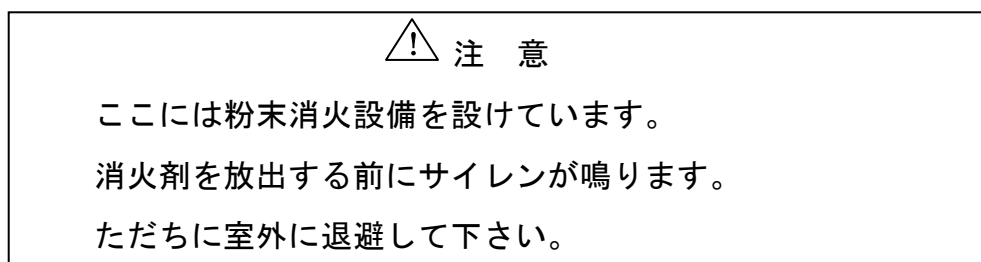
音響警報装置が音声の場合



大きさ：縦27cm×横48cm以上

地色：黄 文字色：黒 文字：2.5cm角以上

音響警報装置がサイレン、ベル等の場合



大きさ：縦27cm×横48cm以上

地色：黄 文字色：黒 文字：2.5cm角以上

(注) 音響警報装置がベルの場合は、文中の「サイレン」を「ベル」と書き替えるものとする。

エ 起動装置の放出用スイッチ又は引き栓等の作動から貯蔵容器の容器弁又は放出弁の開放までの時間（以下「遅延時間」という。）は、次によるものとし、遅延時間の調整用ダイヤルが容易に変更できるものにあつては、設定後シール等で調整用ダイヤルを固定すること。

(ア) 通常無人となる防護区画にあつては、遅延時間を20秒以上とすること。

(イ) 人が勤務し又は、監視のために入る防護区画にあつては、40秒以上とすること。ただし、防護区画内の人が有効に避難することが確認できる場合にあつては、その時間（20秒以上）とすることができる。

(8) 防護区画

第5 不活性ガス消火設備1（9）によること。

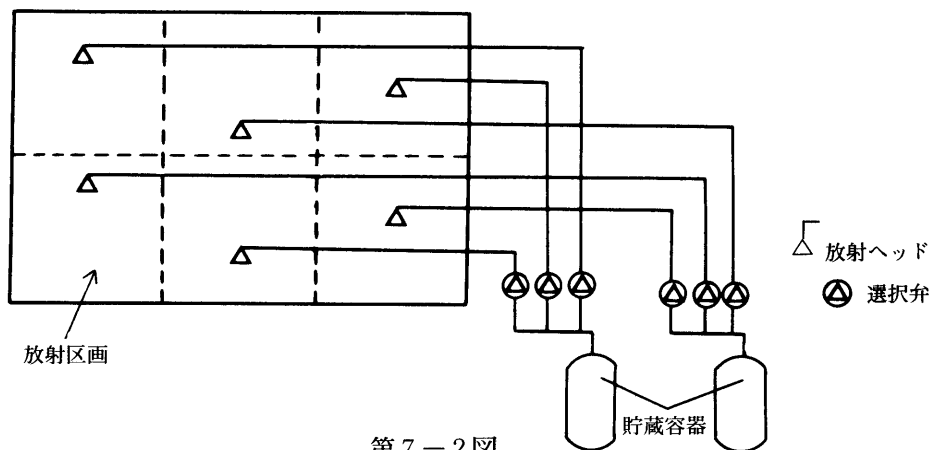
2 局所放出方式

(1) 設置場所等

予想される出火箇所が特定の部分に限定され、全域放出方式又は移動式の消火設備の設置が不相当と認められる場合に限り設置できるものであること。

(2) 貯蔵容器等の設置個数

ア 放射区域（一の選択弁により消火剤が放射される区域をいう。以下同じ。）が相接して4以上ある場合は、貯蔵容器等を2個以上設置するものとし、貯蔵容器が受け持つこととなる各放射区域の辺が相互に接することとならないように組み合わせること。この場合、各容器からの配管は別系統とし、放射区域が直列に並ぶ場合は1個おきの放射区域を、また、並列に並ぶ場合は、対角線上の放射区域をそれぞれ受け持つように組み合わせること。（第7-2図参照）



第7-2図

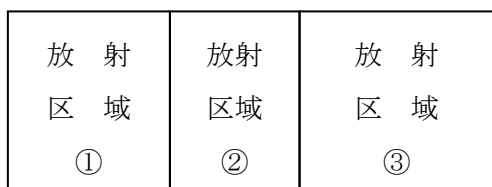
イ 放射区域が相接して複数ある場合で隣接する3放射区域ごとに防火上有効な間仕切り等で区画されている場合は、貯蔵容器等を1個とすることができる。

(3) 貯蔵粉末薬剤量

ア 前(2)アにより貯蔵容器等を2個設置することとなる場合の貯蔵量は、それぞれの貯蔵容器が受け持つ放射区域の量のうち最大となる量以上の量とすること。

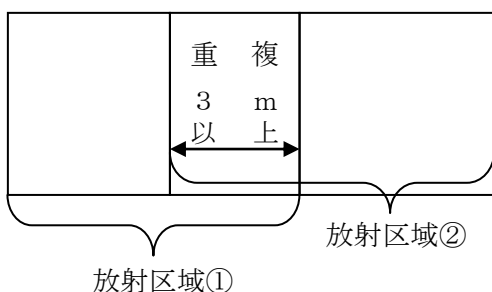
イ 前(2)イにより貯蔵容器を1個設置することとなる場合は、それぞれ隣接する2放射区域の量のうち最大となる量以上の量とすること。

ウ 駐車用の用に供される部分にあつては、規則第21条第3項第2号及び第3号において防護対象物の表面1㎡当りの消火剤量の割合で計算した量とあるのは、放射区域の床面積1㎡当りの消火剤の量と読み替えること



隣接する放射区域のうち、①+②と②+③とを比較隣接する大なる方を消火剤の貯蔵量とすることができる。

第7-3図 3放射区域のうち隣接部する2放射区域の消火剤の最大貯蔵量の例



放射区域の①と②とが、相互に3m以上重複する場合は、大なる方を消火剤の貯蔵量とすることができる。

第7-4図 2放射区域のみで3m以上の重複がある場合の消火剤の貯蔵量の例

(4) 貯蔵容器置場

1 (1)の規定によること。

(5) 配管等

1 (2)の規定によること。

(6) 制御盤等

1 (3)の規定によること。

(7) 火災等表示装置

1 (4) の規定によること。

(8) 音響警報装置

1 (5) の規定によること。

(9) 起動装置

1 (6) の規定によること。

(10) 保安措置

1 (7) の規定によること。

3 移動式

第5 不活性ガス消火設備 3 (2) から (4) によるほか、次によること。

(1) 移動式の粉末消火設備を設置することができる部分

ア 第4 泡消火設備 7 (1) の部分

イ 開放式の機械式駐車場（昇降機等の昇降装置により車両を収容させるものをいい、工作物に限る。以下、この項において同じ。）で次の各号に適合するもの。

(ア) 原則としてすべての車両の直近に容易に到達でき、令第18条第2号に規定する距離により有効に放射できるよう、各段に消火足場を施設すること。この場合の消火足場は、消火活動上及び避難上支障のないように次によること。なお、各段に設置しなくてもすべての車両に直接有効に放射できる場合には2段毎に設置することができる。

a 消火足場は、消火活動上及び避難上支障のない強度を有すること。

b 消火足場の天井高さは概ね2 m以上で、消火足場及びこれに通じる階段の有効幅員は60 cmとし、柵を設ける等転落防止措置を講じること。

c 消火足場の各部分から異なる二方向以上の経路により地上に避難することができること。

d 地上から消火足場までの経路をはしごとする場合は、各段の昇降口が、直上段の昇降口と相互に同一垂直線上にないようにすること。

(イ) 移動式粉末消火設備から有効に放射できるよう次により設置すること

a 地上部分

(a) 地上部分に設置する場合は、操作の支障のない位置に駐車スペースの各部分を水平警戒できるように設置すること。

(b) 地上3段以上の部分については2段以内ごとに消火用足場を設け、駐車ス

ペースの各部分を有効に消火できるようにすること。

b 地下ピット1層部分

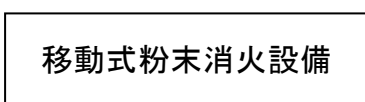
- (a) 地盤面から消火できるように車両パレットにノズル差込口を設置すること。
- (b) ノズル差込口付近には、ノズル差込口である旨の表示をすること。

c 地下ピット2層以下部分

- (a) 地下1層に設置してあるノズル差込口と対角線の位置になるように車両パレットにノズル差込口を設置し消火剤放出のための配管を設け駐車スペースの各部分を有効に消火できること。
- (b) ノズル差込口付近には、ノズル差込口である旨の表示をすること。

(2) 次の例により表示をすること。

名称の表示



大きさ：縦10cm×横30cm以上

地色：赤 文字色：白

使用方法の表示

